

西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付要綱

(通則)

第1条 西尾市介護保険関係研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲以内において交付するものとし、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護保険法（平成9年度法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業（法第115の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。）を提供する事業所（以下「介護サービス等事業所」という。）が、その所属する職員に対し、資質向上を図るための研修に必要な費用の全部又は一部を負担する事業（以下「補助事業」という。）を実施した場合に、事業実施に要する費用の一部を補助することにより、市内の介護サービス等事業所に所属する職員の研修受講によるキャリアアップを支援し、もって介護人材の離職防止及び定着促進並びに介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に所在する別表第1に掲げる介護サービス等事業所の管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者は対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業者が補助した別表第2の左欄に掲げる研修の受講料（以下「研修受講料」という。）のうち、次に掲げる経費を合算したものを対象とする。ただし、第7条の交付の決定を受けた日から当該交付の決定を受けた日の属する年度の末日までの間に当該研修が開始され、かつ、修了するものを対象とする。

- (1) 補助対象事業者が研修機関に直接支払った研修受講料
- (2) 補助対象事業者が雇用される職員が負担した研修受講料に対して、補助対象事業者が職員に支払った補助金等の経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、介護サービス等事業所ごとに算出するものとする。ただし、複数の介護サービス等を同一の施設等において一体的に提供している場合は、一つの介護サービス等事業所とみなす。

2 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合算額から、寄付金等その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前項の額が10万円を超える場合にあつては、10万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金に係る研修のうち最初に実施される研修の初日の前日から起算して7日前までに西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付申請書(様式第1号)に当該申請書に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、西尾市介護保険関係研修受講料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象事業者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象事業者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 研修受講者は、補助事業開始時点で市内の介護サービス等事業所に勤務しており、補助事業終了後も引き続き市内の介護サービス等事業所において勤務する意思があること。

(2) 補助事業実施後において、研修受講がされた場合の当該研修受講結果について、書面により報告すること。

(3) 補助対象事業者は、補助事業に要した経費について、職員から返還が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(4) この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更等の承認)

第9条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した西尾市介護保険関係研修受講料補助事業計画変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受け

なければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助事業を中止（一部中止を含む。）しようとする場合においては、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の変更承認申請書の提出又は前項の報告があった場合には、必要に応じ補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、西尾市介護保険関係研修受講料補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は第7条の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、西尾市介護保険関係研修受講料補助事業実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）に当該報告書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助対象事業者の請求により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 研修受講の事実が認められなかったとき。
- (6) 補助事業に要した経費について、職員から返還が生じたとき。
- (7) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	介護サービス等事業所
訪問系サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援
通所系サービス事業所	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
介護施設等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※介護サービス等事業所は、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

※申請時点で、市の介護サービス等事業所の指定を受けているものであること。

別表第2（第4条関係）

研修区分	補助基準額
生活援助従事者研修	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 （ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 また、10万円を超える場合にあつては10万円を限度とする。）
介護職員初任者研修	
実務者研修	
認定介護福祉士養成研修	
介護支援専門員実務研修	
介護支援専門員専門研修	
主任介護支援専門員研修	
介護支援専門員更新研修	
主任介護支援専門員更新研修	